

刑事訴訟法 (配点 40 点)

【問題】

以下の【設例】を読み、【設問】に答えなさい。

【設例】

被告人Aは、Vを鈍器で殴打し死亡させた殺人事件で起訴された。公判期日において、Aの弁護人Bは、Vを鈍器で殴ったことは認めたが、Aは犯行時、統合失調症による幻覚及び幻聴があったとして、責任能力を欠いていた旨主張し、事件当日にAを見かけたWの証人尋問を請求した。Wは、公判廷において、「Aさんは、事件があった日、『魔王が迫ってくる。やらないと俺がやられてしまう。』と叫んでいました。」と供述したが、検察官Pは、当該供述には証拠能力がないとして、異議を述べた。

【設問】 (配点 40 点)

裁判所は、Wの当該供述を証拠として採用できるか。

以上